

パラディウム・ジャパン・トラスト -  
豪ドル建満期時元本確保型dbX-ポールソン・  
パフォーマンス連動ファンド(2009-10)

---

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託／単位型

**運用報告書**  
(全体版)

**作成対象期間**  
**第7期**

(自 2015年10月1日)  
(至 2016年9月30日)

管理会社

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

## 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型 d b Xーポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009－10）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第7期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

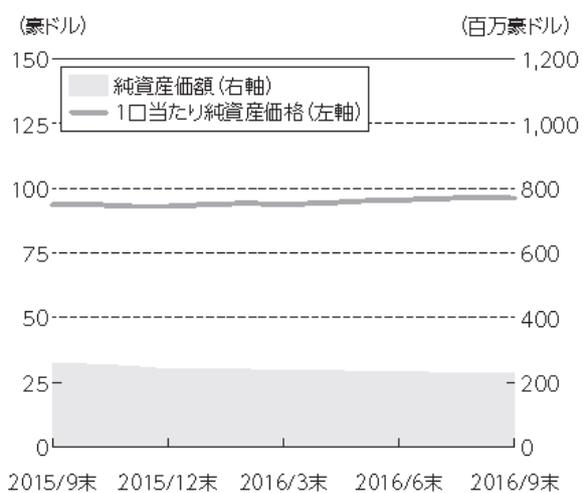
サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託／単位型
信託期間	サブ・ファンドは、定められた事由により終了しない限り存続します。なお、サブ・ファンドの予定最終償還日は、2019年10月31日（ただし、純資産価額の決定が停止された場合には、停止終了日の翌営業日）の予定です。ただし、最終償還日は1年間延期されることがあります。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対して、（i）ポールソン・ポートフォリオにかかる元本確保型レバレッジ戦略のパフォーマンスに連動するリターンとともに、（ii）サブ・ファンドの元本確保確定日（同日を含みます。）から最終償還日（同日を含みます。）までにおける当初投資元本の確保を提供することです。なお、今後の運用方針については、後記「I. 運用の経過等（1）当期の運用の経過および今後の運用方針 今後の運用方針」をご参照ください。
主要投資対象	ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイにより発行され、サブ・ファンドの最終償還日の約1暦月前に満期を迎える予定の単一の債務証券（以下「本社債」といいます。）
ファンドの運用方法	投資目的を達成するために、サブ・ファンドは、（費用および設立費を控除後の）当初資産の全部を本社債に投資しました。サブ・ファンドの申込金額は、設定日から本社債の当初買付けを決済する日までの間、ドイツ銀行ロンドン支店が取り扱いはたは発行する短期金融商品に投資されました。本社債の満期における償還金額は、サブ・ファンドの最終償還日までの間、ドイツ銀行ロンドン支店が取り扱いはたは発行する短期金融商品に投資されます。
主な投資制限	（i）空売りされる証券の総価額は、サブ・ファンドの純資産価額を上回ってはなりません。 （ii）容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の非流動性資産に、サブ・ファンドにおける受益証券の純資産の15%を超えて投資することはできません。 （iii）管理会社または第三者の利益のための管理会社による取引等、登録受益者の保護に反するか、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されるものとします。 （iv）管理会社は、サブ・ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、（a）借入れ時のサブ・ファンドの直近の純資産価額の10%を上限とし、（b）受益証券の買戻しについて支払うべき額を支払う場合に限りです。 （v）受託会社または管理会社は、単一の発行会社により発行される普通株式の10%以上をサブ・ファンドのために取得しないものとします。
分配方針	サブ・ファンドの存続期間中、分配金は支払われません。

## I. 運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第6期末の 1口当たり純資産価格	93.56豪ドル
第7期末の 1口当たり純資産価格	96.15豪ドル
第7期中の 1口当たり分配金合計額	該当事項はありません。
騰落率	2.77%

(注1) サブ・ファンドは分配を行わない方針であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を記載していません。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

#### ■1口当たり純資産価格の主な変動要因

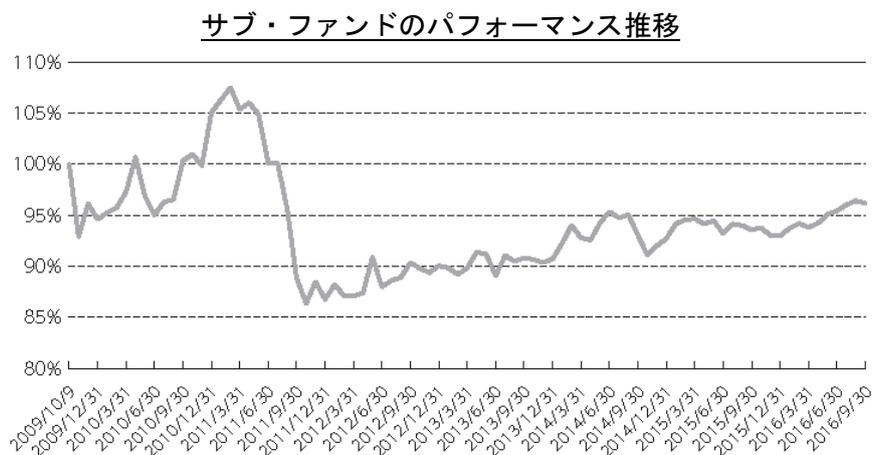
後記「投資環境およびポートフォリオについて」をご参照ください。

#### ■分配金について

該当事項はありません。

## ■投資環境およびポートフォリオについて

2015年10月1日から2016年9月末日までの第7期のサブ・ファンドの運用成績は豪ドルベースで+2.77%でした。



データ期間：2009年10月9日～2016年9月末日  
(2009年10月9日を100%とした指数)

サブ・ファンドはポールソン・ポートフォリオ連動債券（豪ドル建て）への投資を通じて、一定のルールでポールソン・ポートフォリオのパフォーマンスに連動したキャピタルゲインを獲得することを目的としていましたが、2016年2月2日以降、次の事由により連動を停止いたしました。

2016年2月12日、サブ・ファンドは、本社債保有者として、2016年2月2日時点において、パフォーマンス連動部分の純資産価額が1.5434豪ドルであり、パフォーマンス連動部分の当初純資産価額（39.745豪ドル）の4%というトリガー清算事由の基準（トリガー清算事由の当該基準の価額は、1.5898豪ドルです。）を下回っていると指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領しました。したがって、指数計算代理人は、参照指数についてトリガー清算事由が発生したと判断し、これに伴い、参照指数は清算されることとなりました。かかる清算により生じる資金は、現金口座に計上されました。かかる清算により現金口座に計上される金銭は、ゼロクーポン債の購入のために使用されました。その後、参照指数は、ゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることとなります。商品付属書に開示されているとおり、トリガー清算事由が発生しかかる清算がなされた後に、パフォーマンス連動部分に再配分することはできません。したがって、登録受益者は、その後のポールソン・ポートフォリオ口座における今後の潜在的なパフォーマンスの改善から利益を得ることができません。

以下は、2015年10月1日から2016年1月末日までのポールソン・ポートフォリオの運用状況に関する説明です。

### ポールソン・ポートフォリオの運用概況について

2015年10月1日から2016年1月末日までのポールソン・ポートフォリオのリターンは4.3%（注1）（米ドルベース）のマイナスとなりました。以下は、ポールソン・ポートフォリオを構成するポールソン・アドバンテージ口座およびポールソン・インターナショナル口座に関する説明です。

## ポールソン・アドバンテージ口座のリターンと戦略

2015年10月1日から2016年1月末日までのポールソン・アドバンテージ口座のリターンは5.6%<sup>(注1)</sup> (米ドルベース) のマイナスとなりました。

ポールソン・アドバンテージ口座は長期および短期の両方の視点から様々なイベント・ドリブン戦略に投資しています。これらの戦略としては、公表合併・買収案件や、潜在的な買収案件の特定、スピンオフ、交換オファー、ディストレスト証券、デフォルト証券、ハイ・イールド債、モーゲージ担保証券、破産更生、リストラクチャリング、清算、スペシャル・シチュエーション、その他のイベントが挙げられます。ポールソン社は、固有のイベント・カタリストや独立したイベント・カタリストのポジションから成る分散投資されたポートフォリオを構築することを目標としています。これにより、市場の方向性とは相関のない魅力的なリスク調整後リターンを獲得できると考えています。

### M & A 活動は活発な状況が続いた

2015年、世界の合併・買収活動は5兆ドル弱となり、年間としては過去最高水準に達しました。100億ドル以上の件数は69件以上となり、前年比42%増となりました。また、500億ドル以上の案件も複数ありました。北米市場が依然として最も堅調な地域となり、テクノロジー、ヘルスケアおよび保険などのセクターが主導しました。資金調達は依然として活発であり、調達金利は比較的安く、魅力的な水準で推移しました。エネルギーといった一部のセクターでは経営が悪化したにもかかわらず、企業のバランスシートは健全な状態を維持しました。

### 2015年：上半期と下半期で明暗が分かれた1年

多くの点で、2015年は上半期と下半期で明暗が分かれた1年でした。ヘルスケア・ポートフォリオや、通信およびメディア銘柄の収益により、当口座は当年度に好調なスタートを切り、7月末まで上昇しました。その後、当口座は急落し、9月にはマイナスとなりました。当口座は年末にかけてやや回復しましたが、パフォーマンスはマイナス領域にとどまりました。この評価損の主な要因としては、ヘルスケア・セクターの急落が挙げられます。

### ヘルスケア企業の下落により、大幅な評価損が生じた

2015年の上半期に大幅に上昇しましたが、ヘルスケア銘柄のポジションは、2015年下半期のパフォーマンスに最大のマイナス寄与となりました。薬価に対する政治家からの批判によりヘルスケア銘柄が下落したことを受け、当口座のポートフォリオで徐々に増やしていた買収ポジションは第3四半期に急落しました。

### 2016年1月のパフォーマンス

当口座は1月、ヘルスケアや特殊医薬品銘柄のポートフォリオにより、マイナスのパフォーマンスとなりました。この要因としては、当口座のヘルスケアおよび医薬品銘柄が全体にわたりマイナスのパフォーマンスとなったことが挙げられます。一方、市場ヘッジや、セクター固有のヘッジ、金鉱株銘柄がパフォーマンスにプラス寄与となりました。

前月比ベースでは、当口座の株式のネット・エクスポージャーは約29%に減少しました。イベント・アービトラージへのネット・エクスポージャーは約20%に減少しました。一方、合併アービトラージへのネット・エクスポージャーは9%で推移しました。ディストレスト債へのネット・エクスポージャーは一桁台で推移しました。

上位10のポジションがポートフォリオ全体の約69%を占めており、ヘルスケアや通信、一般消費財、金融など様々なセクターに分散投資を行っています。当ポートフォリオは、イベント銘柄を中心に上場大型株式に引き続き投資しました。

## ポールソン・インターナショナル口座のリターンと戦略

2015年10月1日から2016年1月末日までのポールソン・インターナショナル口座のリターンは4.5%<sup>(注1)</sup> (米ドルベース) のマイナスとなりました。

ポールソン・インターナショナル口座は平均を上回るリターンを目指しており、S & P 500指数との相関やボラティリティを低く抑えることも目標としています。合併アービトラージから成る分散投資されたグローバル・ポートフォリオでは、買収交渉が決裂する可能性のある案件を避け、スプレッド・ポートフォリオからのリターンを最適化し、より高いカウンタービッドを受ける可能性のある案件をオーバーウェイトとし、公表前の合併案件を特定し、交換オファー、破産更生、清算に参加し、合併に関与する企業の証券を取引することにより、スプレッドを上回るリターンの増大を目指しています。

### M & A 活動は活発な状況が続いた

2015年、世界の合併・買収活動は5兆ドル弱となり、年間としては過去最高水準に達しました。100億ドル以上の件数は69件以上となり、前年比42%増となりました。また、500億ドル以上の案件も複数ありました。北米市場が依然として最も堅調な地域となり、テクノロジー、ヘルスケアおよび保険などのセクターが主導しました。資金調達は依然として活発であり、調達金利は比較的安く、魅力的な水準で推移しました。エネルギーといった一部のセクターでは経営が悪化したにもかかわらず、企業のバランスシートは健全な状態を維持しました。

### 2015年：上半期と下半期で明暗が分かれた1年

多くの点で、2015年は上半期と下半期で明暗が分かれた1年でした。ヘルスケア・ポートフォリオならびに通信およびメディア銘柄の収益により、当口座は当年度に好調なスタートを切り、7月末まで上昇しました。その後、当口座は急落し、9月にはマイナスとなりました。当口座は年末にかけてやや回復しましたが、パフォーマンスはマイナス領域にとどまりました。この評価損の主な要因としては、ヘルスケア・セクターの急落が挙げられます。

### ヘルスケア企業の下落により、大幅な評価損が生じた

2015年の上半期に大幅に上昇しましたが、ヘルスケア銘柄のポジションは、2015年下半期のパフォーマンスに最大のマイナス寄与となりました。薬価に対する政治家からの批判によりヘルスケア銘柄が下落したことを受け、当口座のポートフォリオで徐々に増やしていた買収ポジションは第3四半期に急落しました。

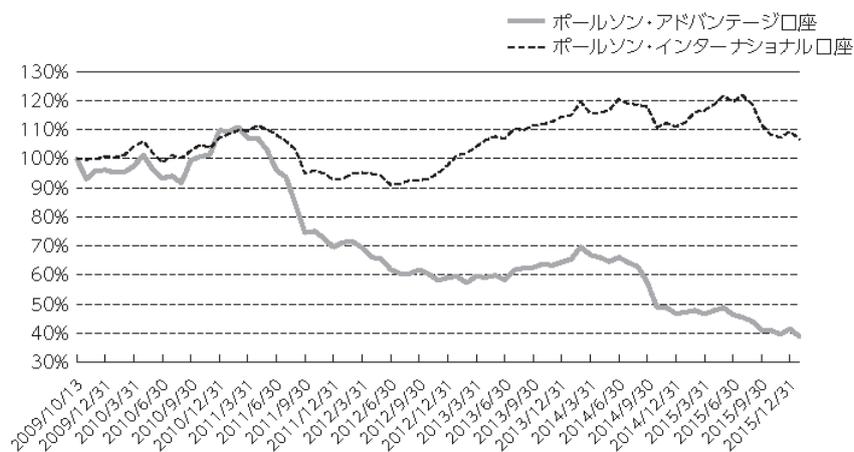
### 2016年1月のパフォーマンス

当口座は1月、ヘルスケアや特殊医薬品銘柄のポートフォリオにより、マイナスのパフォーマンスとなりました。この要因としては、当口座のヘルスケアおよび医薬品銘柄が全体にわたりマイナスのパフォーマンスとなったことが挙げられます。一方、市場ヘッジや、セクター固有のヘッジ、通信セクターがパフォーマンスにプラス寄与となりました。

前月比ベースでは、当口座の株式へのネット・エクスポージャーは約5%に増加しました。公表案件へのネット・エクスポージャーは約20%に増加しました。また、イベント／合併アービトラージへのネット・エクスポージャーは14%に増加しました。

上位10のポジションがポートフォリオ全体の約72%を占めており、通信や一般消費財、ヘルスケアなど様々なセクターに分散投資を行っています。当ポートフォリオは、イベント銘柄を中心に上場大型株式に引き続き投資しました。

下図は、ポールソン・ポートフォリオを構成するポールソン・アドバンテージ口座およびポールソン・インターナショナル口座のパフォーマンスです。なお、ポールソン・ポートフォリオは、2016年2月2日に運用を停止したため、データ期間の終期は2016年1月末日となります。



データ期間：2009年10月13日～2016年1月末日  
(2009年10月13日を100%とした指数)

(注1) 出所：ドイツ銀行グループ

(注2) ポールソン・ポートフォリオは、設定時においてポールソン・アドバンテージ口座が70%、ポールソン・インターナショナル口座が30%の比率で構成され、四半期ごとに当該比率となるように調整されます。それに加え、両口座のユニットの購入と売却による平準化の影響があるため、ポールソン・ポートフォリオのリターンは、両口座のユニットのリターンを当該期間における当該比率で乗じたものとは等しくなりません。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

受益者に対して、「①ポールソン・ポートフォリオにかかる元本確保型レバレッジ戦略のパフォーマンスに連動するリターン」および「②サブ・ファンドの元本確保確定日（同日を含みます。）から最終償還日（同日を含みます。）までの豪ドル建てでの当初投資元本の確保」を提供するという当初の方針に変更はないものの、ポールソン・ポートフォリオへの連動が停止されたため、参照指数は今後ゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることとなります。

## (2) 費用の明細

項目	項目の概要	
固定報酬	各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.15%	固定報酬契約に基づく固定報酬代理人の業務の対価として、固定報酬代理人に支払われます。
販売会社報酬	各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%	受益証券 1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用 (当期)	0.00%	サブ・ファンドに直接帰属する、パラディアム・ジャパン・トラストの他のサブ・ファンドには帰属しない手数料等（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等が含まれますが、これらに限定されるものではありません。）として支払われます。

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載されている料率を記載しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## Ⅱ. 直近10期の運用実績

### (1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第7会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末日 (平成22年9月末日)	919,002,429	79,126,109	100.33	8,638
第2会計年度末日 (平成23年9月末日)	510,835,792	43,982,962	88.83	7,648
第3会計年度末日 (平成24年9月末日)	442,569,595	38,105,242	90.36	7,780
第4会計年度末日 (平成25年9月末日)	347,938,036	29,957,465	90.83	7,820
第5会計年度末日 (平成26年9月末日)	301,038,581	25,919,422	93.05	8,012
第6会計年度末日 (平成27年9月末日)	258,709,506	22,274,888	93.56	8,056
第7会計年度末日 (平成28年9月末日)	226,807,234	19,528,103	96.15	8,279
平成27年10月末日	254,798,375	21,938,140	93.76	8,073
11月末日	249,315,530	21,466,067	93.01	8,008
12月末日	239,534,443	20,623,916	92.97	8,005
平成28年1月末日	239,682,559	20,636,668	93.72	8,069
2月末日	238,876,594	20,567,275	94.19	8,110
3月末日	235,824,912	20,304,525	93.80	8,076
4月末日	235,857,311	20,307,314	94.21	8,111
5月末日	232,915,225	20,054,001	95.08	8,186
6月末日	231,073,862	19,895,460	95.42	8,216
7月末日	229,587,884	19,767,517	96.01	8,266
8月末日	228,921,706	19,710,159	96.41	8,301
9月末日	226,807,234	19,528,103	96.15	8,279

(注) オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝86.10円）によります。以下、豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

### (2) 分配の推移

該当事項はありません。

### (3) 販売および買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	9,692,160 (9,692,160)	532,490 (532,490)	9,159,670 (9,159,670)
第2会計年度	0 (0)	3,409,110 (3,409,110)	5,750,560 (5,750,560)
第3会計年度	0 (0)	852,830 (852,830)	4,897,730 (4,897,730)
第4会計年度	0 (0)	1,067,020 (1,067,020)	3,830,710 (3,830,710)
第5会計年度	0 (0)	595,440 (595,440)	3,235,270 (3,235,270)
第6会計年度	0 (0)	470,020 (470,020)	2,765,250 (2,765,250)
第7会計年度	0 (0)	406,470 (406,470)	2,358,780 (2,358,780)

(注1) ( ) 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間に販売された販売口数が含まれます。

### Ⅲ. 純資産額計算書

(平成28年9月末日現在)

I 資産総額	227,136,434豪ドル	19,556,447千円
II 負債総額	329,200豪ドル	28,344千円
III 純資産価額 (I－II)	226,807,234豪ドル	19,528,103千円
IV 発行済口数	2,358,780口	
V 1口当たり純資産価格 (III／IV)	96.15豪ドル	8,279千円

(注) 上記の表における資産総額、負債総額および純資産価額は、サブ・ファンドの財務諸表に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「IV. ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 豪ドル建満期時元本確保型 d b X－ポールソン・パフォーマンス連動ファンド (2009－10) 財務書類に対する注記」をご参照ください。

#### IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=86.10円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## 独立監査人の報告書

パラディウム・ジャパン・トラストー

豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）  
の受託会社 御中

我々は、パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）（以下「サブ・ファンド」という。）の2016年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日終了年度の損益および純資産変動計算書、受益証券口数の変動および統計情報、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本書は、受託会社のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、監査報告書で表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、サブ・ファンドおよび受託会社以外のいかなるものに対しても、我々の監査業務、本報告書、もしくは我々が形成する意見に関して、責任を引受けずまた負わないものとする。

### 財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠する財務書類の作成と公正な表示について、また詐欺もしくは誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、詐欺もしくは誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、現状に相応しい監査手続を計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）の2016年9月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の財務実績、純資産および受益証券口数の変動ならびに統計情報について、すべての重要な点において公正な概観を示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2017年1月24日



Ernst & Young Ltd.  
62 Forum Lane  
Camana Bay  
P.O. Box 510  
Grand Cayman KY1-1106  
CAYMAN ISLANDS

Main tel: +1 345 949 8444  
Fax: +1 345 949 8529  
ey.com

## Independent Auditors' Report

The Trustee  
Palladium Japan Trust  
Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD)

We have audited the accompanying financial statements of Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) (the "Sub-Fund") which comprise the statement of net assets, including the statement of investment as at 30 September 2016, the statements of operations and of changes in net assets and changes in the number of units and statistics for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Sub-Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

### **Management's Responsibility for the Financial Statements**

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### **Auditors' Responsibility**

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.



An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

#### **Opinion**

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Palladium Japan Trust - Principal Protected Performance of dbX-Paulson Linked Fund (2009-10) (AUD) as at 30 September 2016, and its financial performance, changes in its net assets and its number of units and statistics for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

*Ernst & Young Ltd.*

24 January 2017

(1) 貸借対照表

豪ドル建満期時元本確保型 d b X -ポールソン・パフォーマンス連動ファンド  
(2009-10)  
純資産計算書  
2016年9月30日現在

	注記	豪ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券時価評価額	2	225,985,179	19,457,324
預金	2	174,606	15,034
投資有価証券売却に係る未収金		976,633	84,088
未収預金利息		16	1
<b>資産合計</b>		<b>227,136,434</b>	<b>19,556,447</b>
<b>負債</b>			
代行協会員報酬	3	119,709	10,307
販売会社報酬	3	119,709	10,307
固定報酬	3	89,782	7,730
<b>負債合計</b>		<b>329,200</b>	<b>28,344</b>
<b>純資産合計</b>		<b>226,807,234</b>	<b>19,528,103</b>
受益証券1口当たり純資産価格		96.15	8,279 円
発行済受益証券口数		2,358,780	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## (2) 損益計算書

### 豪ドル建満期時元本確保型 d b X -ポールソン・パフォーマンス連動ファンド (2009-10)

#### 損益計算書および純資産変動計算書

2016年9月30日終了年度

	注記	豪ドル	千円
期首現在純資産額		258,709,506	22,274,888
<b>収益</b>			
本社債に係る利息	2	1,417,306	122,030
預金利息		2,795	241
収益合計		1,420,101	122,271
<b>費用</b>			
代行協会員報酬	3	502,643	43,278
販売会社報酬	3	502,643	43,278
固定報酬	3	376,982	32,458
費用合計		1,382,268	119,013
投資による純利益		37,833	3,257
投資有価証券売却による実現純損失	2	(2,164,931)	(186,401)
実現純損失		(2,127,098)	(183,143)
投資有価証券による未実現評価純利益の変動		8,433,036	726,084
運用による純資産の純増加		6,305,938	542,941
<b>資本の変動</b>			
受益証券買戻し支払額		(38,208,210)	(3,289,727)
期末現在純資産額		226,807,234	19,528,103

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

豪ドル建満期時元本確保型 d b X - ポールソン・パフォーマンス連動ファンド  
(2009-10)

受益証券口数の変動および統計

2016年9月30日終了年度

受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,765,250
発行受益証券口数	—
買戻受益証券口数	(406,470)
期末現在発行済受益証券口数	2,358,780

統計

	2016年9月30日	2015年9月30日	2014年9月30日
純資産価額合計	226,807,234豪ドル	258,709,506豪ドル	301,038,581豪ドル
1口当たり純資産価格	96.15豪ドル	93.56豪ドル	93.05豪ドル

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

# 豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド (2009-10)

## 財務書類に対する注記

2016年9月30日現在

### 1. 概要

パラディウム・ジャパン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に準拠して「ミューチュアル・ファンド」としてケイマン諸島金融庁に登録され、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）の間で締結された2006年11月28日付信託証書に基づいて設定されたユニット・トラストである。

2016年9月30日現在、トラストは、以下の6つの運用中のサブ・ファンドを有している。

1. パラディウム・ジャパン・トラストーSMBCフレンド・ドイツ銀行グループ 早期償還条項付償還時豪ドル建元本確保型ファンド 07-01（日経平均連動分配型）
2. パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2008-09）
3. パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2008-11）
4. パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型ミルバーン・パフォーマンス連動ファンド（2009-02）
5. パラディウム・ジャパン・トラストー d b X-ウィントン・パフォーマンス連動型ファンド（米ドル建/豪ドル建/円建）
6. パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）

#### パラディウム・ジャパン・トラストのサブ・ファンド

受託会社と管理会社の間での2009年8月14日付設立証書に従い、受託会社は、ポールソン・ポートフォリオに連動する本社債に投資する、パラディウム・ジャパン・トラストー豪ドル建満期時元本確保型 d b X-ポールソン・パフォーマンス連動ファンド（2009-10）（以下「サブ・ファンド」という。）を設定し、2009年10月9日に運用を開始した。

本財務書類で使用されている特定の用語は、2006年12月付のトラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）および2009年8月14日付のサブ・ファンドに関する商品付属書（以下「商品付属書」といい、英文目論見書とともに「募集関係書類」という。）において定義されており、従って当注記と併せてかかる文書も読まれるべきである。

#### サブ・ファンドの投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、登録受益者に対し、(i) 募集関係書類の商品付属書の「本社債の概要」の項に詳述されるポールソン・ポートフォリオに係る元本確保型レバレッジ戦略のパフォーマンスに連動するリターンとともに、(ii) サブ・ファンドの元本確保確定日（同日を含む。）から最終償還日（同日を含む。）までの当初投資元本の確保を提供することである。

サブ・ファンドは、本社債保有者として、平成28年2月2日時点において、参照指数についてトリガー清算事由<sup>(1)</sup>が発生したと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。トリガー清算事由が発生した結果、パフォーマンス連動部分は清算されるものとする。つまり、参照

指数はゼロクーポン部分および固定クーポン部分のみにより構成されることになる。今後はパフォーマンス連動部分に再配分することはできない。したがって、登録受益者は、ポールソン・ポートフォリオ口座における今後の潜在的なパフォーマンスの改善から利益を得ることができない。

さらに、サブ・ファンドは、本社債保有者として、トリガー清算事由により、現金口座の正味残高が0豪ドルになったと指数計算代理人が判断した旨の通知を、本社債発行会社から受領した。この結果、ゼロクーポン債の購入はなく、よって参照指数のゼロクーポン部分について調整を行わなかった。

本社債についてのトリガー清算事由の発生にもかかわらず、サブ・ファンドは、現在、2019年9月30日（予定債券満期日）まで継続保有する意図である。登録受益者が最終償還日まで受益証券を継続保有するための能力はトリガー清算事由によって今後も影響を受けない。償還日に償還されるまたは買い戻される受益証券を保有する各登録受益者は元本確保の利益を受けることができ、各登録受益者は、元本確保の条件に従って、元本確保額の支払いを受ける。

(1) 「トリガー清算事由」とは、パフォーマンス連動部分の純資産価額が当初純資産価額の4%以下となった場合を指す。

#### 元本確保証書

サブ・ファンドへの投資のダウンサイド・リスクを制限する目的で、登録受益者の利益のための元本確保証書が、ロンドン支店を通じて行爲するドイツ銀行（以下「元本確保提供会社」という。）によって締結された。元本確保提供会社は、償還日において保有され、償還または買い戻される各受益証券について、元本確保証書の条項に従い、不足額（もしあれば）を支払うことを、各登録受益者の利益のためにサブ・ファンドに対し撤回不能の形で保証する。

## 2. 重要な会計方針

当財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。サブ・ファンドが従う重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

#### 評価

本社債の評価は、本社債の計算代行会社によって報告される公正価格に基づき、受託会社が公正価格で評価する。公正価格は、満期時点における本社債の元本確保額（受益証券1口当たり当初発行価格に相当）に係る予測される将来キャッシュ・フロー、支払固定クーポンおよび、本社債が連動する連動先指数のパフォーマンスに基づき支払われる変動クーポンに基づいて決定される。本社債の公正価格には、直近の金利支払日以後のいかなる経過利息も含まれる。

現金、預金および類似の投資は、経過利息を含めた額面価額で評価される。

サブ・ファンドの会計記録は現在、豪ドル（以下「基準通貨」という。）で維持されている。

#### 収益

本社債に係る利息収益は、現金受取ベースで認識される。収益は、それぞれの源泉徴収税（もしあれば）を差し引いた額で記録される。

#### 投資に係る実現損益

投資取引に係る実現損益は、売却された投資有価証券の平均取得原価に基づいて決定される。

### 3. 費用および手数料

サブ・ファンドに関連して、以下の報酬が支払われる。

#### 固定報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「固定報酬代理人」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

固定報酬には、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、登録・名義書換代行会社および受託会社の代行会社の各報酬ならびにサブ・ファンドのその他の運用費用が含まれるが、これらに限られない。

#### 販売会社報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

#### 代行協会員報酬

サブ・ファンドのための役務に対し、みずほ証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、各価格算出基準日現在の発行済み受益証券の投資元本に対し年率0.20%の報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は報酬計算基準に従い計算され、毎月発生し、各報酬支払日にサブ・ファンドの資産から四半期毎に後払いされる。

#### 管理報酬

サブ・ファンドは管理報酬を支払っていない。

すべての報酬は、設定日（同日を含む。）から元本確保確定日（同日を含まない。）まで計算され発生する。

### 4. 税金

ケイマン諸島においてトラストは課税されないが、投資による収益、キャピタル・ゲインに関し、その他の国々において源泉徴収される税金を負担することがある。

### 5. 関係会社

サブ・ファンドの関係会社は以下の通りである。

ー管理会社である、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

ードイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ：ポートフォリオで保有される本社債発行会社

ーロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行：アレンジャー、固定報酬代理人、計算代理人、スワップ取引相手方、購入者、本社債マーケット・メーカー、受託財産モニタリング・エージェント、スワップ計算代理人、指数計算代理人および元本確保提供者

DBプラティナム・アドバイザーズは、2015年4月30日にDWS・インベストメント・エス・エーを存続会社として同社と合併した。また、DWS・インベストメント・エス・エーは、2015年5月1日付で、その名称をドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エーに変更した。ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エーは、

2016年3月17日付で、その名称をドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーに変更した。

サブ・ファンドは、本社債発行会社であるドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイおよび、本社債のスワップ取引相手方であり元本確保提供者であるロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行の信用リスクに晒される。

#### 6. 受益証券の発行および買戻し

サブ・ファンドの受益証券は、申込期間中に当初発行価格で発行された。申込期間終了後は、受益証券は発行されない。

受益証券の買戻しは、募集関係書類の商品付属書の「特別買戻し」の項に記載される場合を除き、クローズド期間最終日（2010年4月29日）後の最初の価格算出基準日以降、いずれの価格算出基準日においても行うことができる。受益証券の買戻価格は、各価格算出基準日に、関連する海外約定日に計算される受益証券1口当たり純資産価格を参照して決定され、かかる1口当たり純資産価格から買戻し手数料（商品付属書に詳述されている。）を差し引いた金額に相当する。

(3) 投資有価証券明細表等

豪ドル建満期時元本確保型 d b X -ポールソン・パフォーマンス連動ファンド  
(2009-10)

投資有価証券明細表

2016年9月30日現在

(豪ドルで表示)

銘柄	額面価額	通貨	取得原価	公正価格	純資産に占める割合 (%)
<b>社債</b>					
ルクセンブルグ					
DEUTSCHE BANK LUXEMBOURG 0.55% 09-30.09.19	234,863,000	豪ドル	234,863,000	225,985,179	99.64
<b>投資有価証券合計</b>			<b>234,863,000</b>	<b>225,985,179</b>	<b>99.64</b>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## V. お知らせ

該当事項はありません。